

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
基本方針1 心と体の元気づくりの推進				
(1)心と体の元気づくりの拠点としての福祉健康センター事業の推進	①福祉健康センター健康推進事業 ②センターカフェ ③自由来館(入浴施設や健康器具等)	①昨年同様9事業について、eスポーツやスマホ講座など様々な内容を取り入れて実施。 ②毎週木曜日に継続して開催。包括わかばの相談会や就労事業所の販売等と合わせて開催している。 ③平均1日30名を超える利用があり。引き続きマグネフィットの利用が好調であるが、定期的な入浴の利用者もいる。	①参加者の固定化や登録制の講座においては、欠席による参加者減の影響がみられた。 ②特になし。 ③R8年2月上旬より浴室が利用できず、センターの利用者減につながっている。	・介護予防の拠点として、ニーズを捉え、各種教室の新規参加者の増につながる教室の運営方法の見直し等を図る。 ・R8年度は施設の指定管理期間(5年間)の終期となり更新予定。
(2)介護予防・交流・活動の場の推進	①ゆとりすとクラブ・サロン事業 ②元気・元気高齢者応援事業	①健康相談・体力測定:21地区 移動研修:21地区、講師派遣:1地区 活動計画の策定支援・健康講話等:26回 ・「フレイル予防」の啓発強化に向けて、保健事業と介護予防の一体化事業で発案した「GPPG体操」を実践周知。 ②収穫した野菜、果樹を近隣の福祉施設へ提供し、芋煮会を実施する等の交流を図った。	①サポーターの高齢化と循環が図られないことにより、運営困難な地区が出てきており、今年度で1地区活動終了。 ・活動計画の策定と運営に関して、サポーターの負担感がみられる。 ②現会員の高齢化や体調不良による退会や、新規参加者の伸び悩みがみられている。 ・農福連携の提案をしたものの、理解には時間を要する。	①サポーターへの企画内容の具体的提案や研修、地区担当を中心とした支援を継続し、互助・共助の取組を進める。 地域リハビリテーション事業との連動や「GPPG体操」を継続実践を目指す等、介護予防事業としてのフレイル予防対策の強化を図る。 ②事業の普及啓発について、広報やSNSにおいて周知し、新規利用者の増加を目指す。 花・野菜・果樹等の栽培を通し、他団体との連携や交流を継続する。 農福連携や事業の在り方について、引き続き協議を実施する。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(3)保健事業と介護予防の一体化事業の推進	・保健事業と介護予防の一体的実施事業	<p>・ポピュレーションアプローチとして、いちい、わかば圏域を対象にフレイル予防の「貯筋講座」(1クール5回コース)を実施。健康講話の他、数か月間貯筋講座の運動(GPPG運動)に取り組んでもらい、1回目と5回目の体力測定で効果を測定。 参加者の多くに筋肉量や体力の向上が見られた。</p> <p>・ハイリスクアプローチは、主管課と地域包括支援センターにて、健康状態不明者への電話や訪問等を実施。</p>	<p>・「貯筋講座」(5回)終了後も、運動や食生活の見直し等の生活習慣改善のための行動を継続できる仕組み作りが必要。</p> <p>・受診勧奨等については、本人の意思尊重と生活スタイルの兼ね合いもあり、積極的介入が困難なケースもみられた。</p>	<p>・包括さくらの圏域も開始し、市内全圏域で実施。</p> <p>・貯金講座(5回コース)は8会場で実施。</p> <p>・ハイリスクアプローチは健康状態不明者に対し、主管課や地域包括支援センターと連携を図り、ケース支援を継続。</p> <p>・主管課(保健部局)と介護部局の連携を継続。</p>
(4)介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<p>①一般介護予防事業</p> <p>②介護予防・生活支援サービス事業</p>	<p>①サロンより愛:3コースで稼働。利用者の拡充に向け、送迎基準を緩和。</p> <p>②</p> <p>・通所型サービスA:利用者は増加傾向。 ・生活支援型訪問サービスB:生活支援員(養成講座受講者)による家事支援を実施。需要と供給のバランスはとれている。</p>	<p>①サロンより愛:利用者の拡充に向けて、地域課題・健康課題との連動性をもった実施。</p> <p>②</p> <p>・通所A:サテライト会場について、要支援2の受け皿となる週2回の運用が困難なため、介護予防通所相当サービスの利用増につながっている。 ・訪問B:需要に応じて、生活支援員の確保が必要。</p>	<p>①サロンより愛:市社協、地域包括支援センター、市により、効果的な事業の在り方について検討継続。</p> <p>②</p> <p>・通所A:要支援2の受け皿について、新たな指定事業所等を検討。 ・訪問B:まごの手事務局(市社協)と連携し、サービス提供を継続。また、需要と供給バランスが維持できるよう、生活支援員の養成を継続。</p>
基本方針2 共に支える地域づくり				
(1)支え合う仕組みづくり	<p>①サポーター養成研修等(重層的支援体制整備事業)</p> <p>②地域と施設の支え合い事業(とみさぼころね)</p>	<p>①基礎研修(16名参加)とその後のフォローアップ研修(希望者のみ、3名参加)により、各々が興味のあるサポーター活動へとつながった。また、活動中のサポーター向けフォローアップ研修(委託事業、13名参加)では、地域活動に活かせる内容構成とし、移動型研修を実施。 ・運動サポーター研修実施(6名参加)。</p> <p>②社会福祉協議会への補助を実施。 市内6施設で活動中(サポーター19名、コーディネーター11名)。</p>	<p>①現任サポーター(地域活動の担い手)の高齢化。サポーターの循環の停滞。</p> <p>②サポーターの循環の停滞。</p>	<p>①・広報誌のほか、SNS等を活用し、周知を実施。 ・フォローアップ研修:サポーターの活動意欲の維持・向上及び、新規受講者が地域活動につながり、循環できるよう支援を継続。</p> <p>②補助事業の実施を継続。コーディネーター、サポーターの養成・育成を継続し、循環を目指す。 中長期目標として、施設が実施主体となることを目指し、市社協等による支援を継続。</p>

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(2)地域コミュニティづくり支援	①地区敬老祝い事業 ②どんぐりの森活動 (地域福祉活動団体補助金を活用している団体数)	①町内会敬老行事への補助金交付 令和6年度から3年間を試行期間として事業の在り方を検討中。 令和7年度においても、町内会長に対するアンケート調査・行政区長会議での説明等を通じて意見を伺い、必要な改善を図った。 アンケート結果では「約85%」が現行制度での継続を望む結果となり、円滑な事業実施が図られている。 ②地域福祉活動団体補助金の交付を受けている団体への活動支援を実施。(市→社協へ補助金の交付、社協→団体への補助金交付・活動支援)。	①高齢化に伴う対象者の増加、個人情報保護法による対象者名簿の取扱い、町内会の役員負担などの課題はあるが、町内会の意見を伺いながら修正を重ねたことにより制度が定着し、地域理解と円滑な事業実施が図られている。	①試行期間の最終年度である令和8年度において、令和7年度までのアンケート調査の内容と今後の方針について共有し、合意形成を図る。 ②社会福祉協議会の補助金交付を通じた活動支援の継続していく。
(3)地域活動と居場所づくりの推進	・街かどカフェ事業	・年2回、振り返りの会を行い、情報共有・意見交換等を含めて、後方支援を実施。 ・地域ニーズや持続性を目指して、多様な在り方を検討し、補助制度の見直し。 ・物価高による影響はあるが、地域の創意工夫のもと、円滑に運営されている。	・地域のニーズに応じた設置基準の見直し及び地区への理解促進。(原則、週1回、10～15時実施ではあるが、地域のニーズと持続性に合わせた運用をもとに立ち上げの促進) ・立ち上げ時の資金不足 ・物価高による影響	・開設準備金に対する補助金交付を実施予定。(社会福祉協議会活動事業費補助金の一部改正を予定) ・地域ニーズの把握とニーズに応じた運用及び柔軟な支援を継続。 ・物価高の影響に際しては、引き続き注視。
(4)地域を支える関係機関との連携強化	・社会福祉協議会、シルバー人材センター、その他関係団体	・互助・共助の連携及び取組支援。 ・ボランティアセンターの運営支援	・互助・共助における多様な生活支援や地域での支えあい活動が求められている一方で、地域理解の促進、担い手不足等の課題がみられる。	・積極的に地域に出向き、地域課題や多様なニーズについて把握を行うとともに、担い手不足の解消に向けた具体策について協議を行う。 ・R8年度より「ボランティアセンター運営委員会」への参画を予定。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(5)災害に強い地域づくりの推進	①避難行動要支援者名簿の更新と個別避難計画作成 ②福祉避難所の充実	①避難行動要支援者の把握と名簿の更新(R8.2.28時点登録者数) ・避難行動要支援者数673名 うち①高齢者世帯 498名 ②要介護4・5認定者 36名 ③障がい者手帳所持者90名 ④その他 49名 ・個別避難計画作成者 173名 ②福祉避難所の充実(R8.2.28時点) ・災害時における要援護者の受け入れ協定施設数 9法人17施設 ・福祉避難所の利用希望者数89名	①避難行動要支援者名簿の周知 ①避難支援者の確保 ②福祉避難所の受け入れ調整と移送方法の検討	①避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新 ②福祉避難所開設から要支援者移送までの手順検討
基本方針3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進				
(1)高齢者世帯等への支援	①給食サービス事業 ②会食交流事業 ③緊急通報システム事業 ④高齢者補聴器購入費助成事業	①更新制を継続。 更新時に事業利用の必要性の精査を栄養アセスメントも行いながら実施。事業拡充についての検討実施。 ②交流機会の創出による孤立・孤食の防止。 ③新規申請7名(R8.2末) ※参考 設置4名.撤去6名 利用促進のため、事業内容の拡充検討。 ④高齢者補聴器購入費助成事業 令和7年度 38件 760,000円 前年度比 92.7%(R8.2.16現在) 令和6年度 41件 820,000円	①事業を利用している高齢者は、食の課題が大きい。本事業のみでは補完できない場合、あらゆるサービスをつないで、フレイルや介護予防をする必要あり。 ②利用者増による会場のキャパシティから検討が必要な地区がみられる。 ③周知が不足。必要な人を拾い上げる必要あり。設置要件の見直し。 ④高齢者補聴器購入費助成事業 難聴の場合は、早めに装着し、フレイル予防につなぐ必要がある。	①栄養補完の充実を図るため、土日のサービス提供拡大を予定。 きめ細やかな栄養アセスメントを実施。 ②会場のキャパシティについては、社協と引き続き検討。 ③これまでの協力員型に加え鍵預かりをする警備員型を導入。周知啓発の強化(民生委員との連携強化) ④高齢者補聴器購入費助成事業 助成単価増額(30,000円に増額) ※高齢者世帯向けリーフレットを作成し、民生委員等の協力を得ながら活用予定。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(2)介護する家族への支援	①介護者教室・交流事業 ②紙おむつ支給事業 ③元気回復ショートステイ事業	①「高齢者施設見学ツアー」と「福祉用具展示・体験会」の内容にて2回実施。参加者の満足度は高かった。 ②紙おむつの支給により介護保険制度の補完、家族の精神的・経済的負担軽減を図った。 ③元気回復ショートステイ利用(申請中含):実58名、日数延べ323日(R8.2) ※昨年実績:38名、延べ235日	①周知啓発を幾度も実施したが、内容によっては参加人数が伸び悩んだ。 ②対象者に対して、実利用者は約5割のため、周知啓発の強化が必要。 ・物価高騰の影響もあり、対象拡大を望む意見が聞かれた。 ③利用者は昨年度に比べ約1.5倍。要介護4・5の負担軽減のため、周知の継続強化が必要。	①介護者や介護者予備軍のニーズに見合った内容の実施。介護者に届きやすい情報発信。 ②対象範囲の拡大に向けて、制度設計を検討。ケアマネジャーへの周知について、包括経由で強化していく。 ③家族の負担軽減に向けて、ケアマネジャーへの周知啓発を強化。
(3)高齢者の外出支援	・高齢者外出支援乗車証	・新規交付:70歳以上高齢者分311名(うち60歳以上免許返納者6名)	・交付率及び利用率の向上。	・引き続き、広報誌やHPを通じて制度の周知啓発を行う。 ・新規申請受付の夜間受付時間を延長する。
(4)生活支援体制整備事業の活性化	①生活支援体制整備の構築(重層的支援体制整備事業) ②買い物情報発信事業 ③住まいの情報発信事業	①地域課題の把握や分析、解決策の検討のための体制構築に向けた取り組みについて、各圏域の生活支援コーディネーターと連携して実施。月1回運営推進会議実施のほか、随時後方支援を実施。 第一層協議体は、第二層からの提言を受け「高齢者のごみ捨て支援」をテーマに実施。 ②高齢者向けの買い物支援情報を市HPで公開中。移動販売に関して新規開業の企業とも連携し、リストを更新した。 ③住まいに関する支援機関等の情報を市HPで継続公開中。	①第二層協議体については、全圏域での設置・運営のための取組が必要。 ②情報の公表はしているものの、活用状況が不明であり、ニーズに合わせた提供・発信方法を検討する必要がある。 ③ニーズ把握も含めた協議が必要。	①各コーディネーターと連携し、協議・検討を重ねながら事業の推進を図る。地域のニーズや課題について、地域ケア会議や第二層協議体での検討・協議、またそこから提言を受け第一層協議体で検討していくという、階層的実施に向けた取り組みを継続実施。 ②各コーディネーターと連携し、住民ニーズに即した発信方法や媒体を検討。 ③情報発信を継続していくと共に、ニーズ把握も含めた協議の在り方を検討。
(5)緊急時の居場所確保	・緊急支援ショートステイ事業	・高齢者等を緊急的に擁護する必要がある場合に、一時的に介護施設に入所させるもの。本年度は虐待対応で3件(2名)の利用。 ・利用日数:延べ52日(R8.2末時点) ※R6年度:3件、46日	・本来利用要件としていない「虐待」による利用が中心。 ・ニーズに見合った制度の見直しが必要。	・制度の見直しや自己負担のあり方を検討 ・緊急時速やかに利用できるよう介護施設との契約等、体制を継続確保。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(6)成年後見制度の利用促進	①成年後見制度利用促進中核機関 ②成年後見制度利用促進協議会	①・関係機関との定例会議を通して、対象者の早期把握と検討、地域課題の整理と対応の検討 ・後見人の相談・支援の実施 ・広報誌に定期掲載し、制度の周知啓発 ・市民向け研修会の開催 ・市民後見人フォローアップ研修の開催 ・市長申立て事務の早期対応に向け、業務の一部を外部委託。 ②・裁判所、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などの専門団体や金融機関などを参集し、地域課題について協議検討。 ・市長申立フロー及び身寄りのない方の対応フローを作成し、支援者間で共有。	①成年後見制度で解決しきれない課題が増加、顕在化している。 ②頼れる身寄りのない高齢者の支援等、既存の公的制度のみでは解決できない課題がみられ、支援者等が役割を超えた対応を行っている事例も増加している。	①必要な人の早期把握と支援に向け、地域包括支援センターや市社協の権利擁護センターとの連携の継続 ②頼れる身寄りのない高齢者の支援に向けて、下記を実施。 ・民間事業者の情報整理と共有 ・国の社会保障審議会における「新日常生活自立支援事業」の動向を注視し、体制整備に向けて、県や市社協と連携の強化。
(7)高齢者の虐待防止強化	①富谷市虐待防止連絡協議会 ②権利擁護事業	① ・代表者会議 「介護施設・介護事業所等での権利擁護」をテーマとして実施。 ・実務者会議：2回開催。 審議案件：新規16件、継続24件 ②運営推進会議(市・包括・社協等) (権利擁護6回/年、高齢者虐待6回/年)	①介護者(特に息子)が1人で抱え込み、虐待に至るケースや、養護者の成育歴や引きこもりなど複合的な要素が起因し、虐待へつながっている事案がみられている。都度関係機関との速やかな連携が必要。 ②必要とする対象者を早期に把握し、支援につなぐことが必要。	①・地域包括支援センターや介護事業所等と連携し、虐待防止の意識の向上に努める。 ・認定調査時に介護負担を測るツールを導入し、早期把握・支援を通して虐待の防止に努める。 ②関係機関との連携と早期対応に努める。市社協が本事業として実施する「日常生活自立支援事業」の適正利用も進めていく。
(8)エンディングポート体制の推進	・マイエンディングノートの推進、人生会議のすすめ	・エンディングノート1,800部作成。 ・公民館、地域包括支援センター、介護事業所等へ配布し、啓発を実施。	・自らの人生の最終段階について考える必要性を周知(ACPの普及啓発)。	・自らの人生の最終段階について具体的に考える機会を設け、引き続き普及啓発に努める。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
基本方針4 地域包括ケアシステムの深化・推進				
(1)地域包括支援センターの機能強化	・総合相談、基幹型・機能強化型地域包括支援センター運営、地域包括支援センター運営(重層的支援体制整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの設置に係る担当圏域設定及び必要職員の配置については、厚労省令等で定める基準を満たし、適切に実施されている。 ・委託先地域包括支援センターの運営に関して、随時支援、センター毎の定例連絡会のほか、運営推進会議等で支援を行った。 ・「基幹型・機能強化型センター」としても各センターの後方支援を実施。 ・地域包括支援センター運営協議会で、運営の評価・点検を行い、機能強化に努めた。 ・全国統一の指標に基づいた事業評価により、課題や不足していると思われる部分を把握し、事業の質の向上のための検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知啓発:実態把握調査(前回)で地域包括支援センターの認知度が低かった(48.8%)ことから、各センターの役割や実施事業等について、認知度を高める取り組みが必要。 ・複雑かつ困難な課題があり、支援に時間を要する事例が増えていることもあり、引き続き、各地域包括支援センターの後方支援として、多職種連携を図りながら事案に応じ支援が必要。 ・第一号介護予防支援等や虐待の相談事例も増加しており、今後も支援のための体制強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知啓発:地域包括支援センターの役割や活動内容等の効果的な周知について、各センターと協力しながら検討、実施を継続(民生委員との連携強化)。 ・地域包括支援センターの適正な運営のため、随時支援のほか、運営推進会議(分野別)等を通じて後方支援を継続。 ・運営協議会にて、地域包括支援センターの適切な事業運営のための評価点検を行う。 ・全国統一の指標に基づき事業評価を行い、事業の質の向上のための必要な改善を図っていく。
(2)地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議 ②自立支援型個別ケア会議 	<ul style="list-style-type: none"> ①第一層協議体について、第二層(各地域包括支援センター)からの提言を受けて実施。今年度は高齢者のごみ出し支援について着目した内容とした。 ②自立支援型地域ケア個別会議 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種参画により、専門的視点からの助言を受けながら、事例検討を通じて自立支援に資するケアマネジメント能力の向上を図った。(全3回、計3事例) ・他自治体の視察等を行い、事業運営について見直し、新たな試みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第一層協議体の構成、運営等について要検討。 ②引き続き、センター職員の資質及びケアマネジメント力、支援スキルの向上のための取り組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第一層協議体の構成、運営等について検討していく。 ②多職種参画での実施を継続。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(3)在宅医療・介護の連携強化	・在宅医療・介護連携推進事業	・黒川地区町村合同で、“黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会”での活動を実施。今年度は『日常の療養支援』をテーマとして、相互理解のための研修会(黒川連携の会と共催、ワールドカフェ形式)を2回、専門部会を2回開催。	・研修会から把握されたニーズとして、相互理解や顔の見える関係づくりの場を求める声が多く、また、課題としては退院(移行)連携や情報共有、社会資源や人材不足などが多く聞かれた。 ・課題のうち、市町村としては解決が難しい分野もあるため、整理しながら今後の取り組みを検討していく必要がある。	・黒川地区町村合同での実施を継続。把握した現状やニーズ、課題から、今後の連携推進につながる取り組みについて検討していく。
(4)ケアマネジメントの充実	・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・各地域包括支援センターにより、管内ケアマネジャーを対象に会合や研修等を実施。	・各地域包括支援センターがケアマネジャーの支援を適宜適切に実施できるよう支援機会が必要。	・各地域包括支援センター主任ケアマネジャー等を対象とし、情報共有や支援機会を設ける。
(5)地域リハビリテーション活動支援事業の推進	・地域リハビリテーション活動支援事業	・R7.6月より実施。 ・個別:2人、団体:3か所にPTの派遣を実施。個別ではニーズに対して丁寧に支援してもらえた、団体では楽しく運動することができたと満足度は高かった。	・開始年度で徐々に活用が図れているものの、効果的な運用に向けて、周知啓発が必要。	・広報等での周知啓発 ・効果的な運用に向けて、ゆとりすとの体力測定等への派遣も検討。
(6)他分野との連携促進	・重層的支援体制整備事業	・令和7年度より本体事業として始動 ・理解促進研修会の開催(関係支援機関、庁内職員) ・相談支援スキルアップ研修の開催(つながる事例共有会)(2回) ・庁内連携会議(部内職員)(3回) ・各種アンケート調査の実施(市民・団体・学生) ・実施計画への目標指標等の設定	・制度の狭間や複雑化、複合化する支援ニーズへの対応や関係支援機関を含めた包括的な相談支援体制の構築を目指している事業であるが、事例が複雑であるが故課題解決に至ることがほとんどない。	○事業理念である「地域共生の実現」のため、地域福祉計画に掲げる重点施策と併せて実践目標を設定。 ・属性を問わない相談支援体制の強化 ・参加支援体制の強化 ・地域づくりに向けた支援体制の強化

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
基本方針5 認知症施策の推進				
(1)認知症の理解促進と備える支援	①認知症地域支援推進員 ②高齢者のためのケアパス(認知症ケアパス) ③認知症学びの講座 ④認知症サポーターステップアップ講座 ⑤チームオレンジ ⑥認知症カフェ ⑦認知症の人と家族の会 ⑧認知症高齢者の搜索模擬訓練 ⑨広報周知	①各地域包括支援センターに専従配置の推進員の後方支援実施。 ②内容を更新し、支援機関へ設置。1,000部作成。 ③地域、中学校、不登校特例校(富谷中学校西成田教室)にて認知症サポーターの養成講座を実施。今年度より市内全中学校で実施。 ④23名参加し、12名の方がチームオレンジへの協力を賛同。 ⑤包括で地域協働のもと推進。3圏域で設置に向けた活動を推進。1圏域(さくら圏域)では合意形成がなされた。 ⑥各包括で月1回開催。地域の認知症の理解を推進。 ⑦月1回実施。 ⑧さくら圏域(東向陽台地区)で実施。28名参加。 ⑨毎年実施の9月アルツハイマー月間に合わせた周知に加え、12月号で認知症の特集を構成し、理解促進に努めた。	①チームオレンジの立ち上げや認知症サポーターの活用等、認知症事業の推進。 ②当事者の声を内容に反映。 ③認知症サポーター活動の具体的展開。職域への周知啓発。 ④認知症サポーターの具体的活動への協力。 ⑤未設置圏域の立ち上げ、立ち上げ後の活動の運営の方向性。 ⑥認知症当事者の声を聞く機会の設定や当事者参加時の活動内容等。MCIの普及啓発。 ⑦介護卒業生による支援や見守りを受けながら、現役介護者の参加しやすい活動内容や周知啓発。 ⑧若い世代への普及啓発 ⑨認知症を「我がこと」として捉えてもらえるよう周知啓発が必要。	①地域支援推進員を核としながら、認知症施策の推進に努める。 ②当事者の声を含む内容の更新、市の窓口や包括等の支援機関にて配布、周知啓発。 ③引き続き、地域、職域、市内全中学校で開催。 ④チームオレンジへの活動に結びつけられる内容での実施。 ⑤立ち上げや運営の後方支援 ⑥各圏域月1回開催。地域の正しい理解と、活動の浸透を目指す。 ⑦家族の負担が軽減される運営を目指す。 ⑧わかば圏域で実施。 ⑨広報やSNSでの周知を継続。

施策の方向性	主要事業	令和7年度事業評価		令和8年度の方針(案)
		【主要な取り組み・効果等】	【課題】	
(2)認知症の支援体制の強化	①認知症専門相談 ②認知症初期集中支援チーム ③認知症高齢者等見守り支援事業	①7回実施(原則月1回だが、予約状況により5回実施なし)。来所または訪問で、医師による相談、見立てや助言・指導を実施。相談結果をその後の支援に活かし、受診や介護サービスにつながるケースもあり、一定の効果が得られている。 ②認知機能低下や認知症があるが受診やサービス利用等につながらないケース等について、チームによる支援を実施。(実人数4名) ③認知症高齢者等見守り支援事業:新規申請1名(累計8名) ④GPS機器助成支援事業の準備の実施	①相談予約件数が少なく、実施回数が昨年度より減少。周知啓発を行ってはいるが、今後の状況により、またニーズにより、事業実施について検討が必要。 ②稼働実績が少ない。チーム支援導入せずとも、各センター等で対応できている場合は良いが、本来支援が必要なケースが適切に事業につながっているか把握が必要。医療機関におけるチーム体制の確保が困難とのことで、2チームから1チームへ減。 ③住民・ケアマネジャーへの普及啓発	①事業の周知啓発を継続。実施状況やニーズによっては、事業の在り方について検討していく。 ②継続実施。 ③認知症高齢者検索模擬訓練(わかば圏域で実施)等や、認定調査を活かし、さらなる普及啓発を実施。 ④GPS機器等を必要とする方が、利用につながり、安心な生活が可能となるよう、事業開始に際して、関係機関へ周知。
基本方針6 介護保険事業等の推進				
(1)介護保険サービス等の充実	・居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の周知 ・人材確保と職員定着のための仕組みづくり ・介護DX化の推進	・介護保険サービス(居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等)の実績に基づく給付状況の分析。 ・第10期介護保険事業に係る実態調査の実施 ・介護人材実態調査(事業所調査)の実施(R8.1月) ・県内におけるDX化先進自治体の取組説明会への参加	・介護人材の確保と介護職員の定着支援 ・関係機関と連携した施設入所待機者数の減少	・介護人材実態調査の分析及び課題の整理を踏まえた施策の検討。 ・第10期介護保険事業計画策定において将来的な介護サービスを推計し、引き続き中長期的に持続可能なサービス提供体制の構築を図る。 ・介護DX化によるサービスの質の向上、人材確保と職員の定着のための仕組みづくりの構築を図る。
(2)介護保険サービスの地域ケアマネジメントの推進	・指定事業所の実地指導・監査、地域密着型サービス事業所運給推進、介護給付費適正化事業	・R7年度実地指導(指定事業所)⇒5事業所実施 ・介護給付適正化システムによる給付実績の内容確認	・実地指導職員のスキルアップ及び指導マニュアルの作成 ・ケアプラン点検のスキルアップ	・実地指導の実施。(年4事業所以上) ・実地指導マニュアルの整備。 ・指定事業所への集団指導の実施時期の検討。 ・介護給付適正化計画に基づく、介護給付実績情報及び認定情報の点検評価の実施。
(3)災害や感染症への備え	・災害や感染症に係る体制整備・BCP	・指定事業者実地指導時における各施設のBCP、避難マニュアル等の確認 ・福祉避難所備蓄状況調査の回答内容の確認・分析	・物資の確保等を中心とした体制整備	・県及び市防災安全課と連携し、緊急時の支援体制の構築。 ・介護保険施設及び事業所の避難計画の確認及び課題分析を行い、市内事業者との情報共有を図る。